

JIS

電気自動車用語 (充電器)

JIS D 0115 : 2000

(2006 確認)

平成 12 年 7 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が制定した日本工業規格である。

自動車専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	佐藤 武	慶應義塾大学名誉教授
(委員)	石丸 典生	社団法人日本自動車部品工業会
	大山 尚武	工業技術院機械技術研究所
	澤田 勉	社団法人自動車技術会
	荒井 正吾	運輸省自動車交通局
	穂山 貞治	工業技術院標準部
	射場 祥夫	財団法人日本自動車研究所
	瀬尾 宏介	国民生活センター
	山本 辿	早稲田大学
	日下部 明昭	社団法人日本自動車連盟
	森部 幸男	社団法人日本自動車整備振興連合会
	樋口 世喜夫	日産自動車株式会社
	古谷 國貴	株式会社本田技術研究所栃木研究所
	森 守	トヨタ自動車株式会社
	大道 正道	通商産業省機械情報産業局
	小林 栄	日本自動車輸入組合
	下田 邦夫	社団法人全日本トラック協会
	佐々木 要助	株式会社曙ブレーキ中央技術研究所
(事務局)	池川 澄夫	工業技術院標準部

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：平成12.7.20

官 報 公 示：平成12.7.21

原案作成協力者：財団法人 日本電動車両協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 自動車・航空部会 (部会長 澤田 勉)

審議専門委員会：自動車専門委員会 (委員長 佐藤 武)

この規格についての意見又は質問は、経済産業省 産業技術環境局標準課 産業基盤標準化推進室 [☎100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3-1 Tel. 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

電気自動車用語 (充電器)

D 0115 : 2000

Glossary of terms relating to electric vehicles (Chargers)

序文 この規格は、電気自動車の充電器 (車両、電動機・制御装置及び電池に関するものを除く。) に関する用語及びその概念を統一することによって、電気自動車に関して正確な表現と理解を図ることを目的とする。

1. 適用範囲 この規格は、電気自動車の充電器 (ただし、車両、電動機・制御装置及び電池に関するものを除く。) に関する用語 (以下、用語という。) について規定する。ただし、JIS D 0101 (自動車の種類に関する用語) に規定する産業車両用は除く。

2. 分類 用語は、次のように分類する。

a) 全般

1) 全般

b) 種類

1) 用途

2) 方式

3) 機能

c) 構成・部品

1) 構成

2) 部品

3) 周辺装置

d) 仕様・性能

1) 仕様

2) 性能

e) 試験方法

1) 一般

2) 性能

3) 環境

f) 取扱い方法

3. 定義 用語及び定義は、次による。

なお、参考のために慣用語、対応英語を示す。